

令和8年度見沼代用水開削300年記念事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度見沼代用水開削300年記念事業業務委託（記念誌制作業務）

2 契約期間

本業務の全体履行期間は契約締結日から令和 9 年（2027 年）10 月 1 日までとする。ただし、会計年度ごとに以下の 2 つに分けて契約を締結するものとする。

令和 8 年度契約分

契約締結日 から 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日 まで

令和 9 年度契約分

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日 から 令和 9 年（2027 年）10 月 1 日 まで

3 業務の目的等

（1）現状

享保 13 年（1728 年）に開削された見沼代用水は、令和 10 年（2028 年）に開削 300 年を迎える。一級河川利根川を水源とし、埼玉県の北東部～南東部に広く張り巡らされた水路網は、現在も地域の豊かな農業を支えるだけでなく、親水空間や生態系保全、都市防災など多角的な役割を果たしている。しかし、世代交代に伴い、その歴史的・技術的価値や地域での役割に対する住民の認知度継承が課題となっている。

（2）目的

開削 300 年という節目の中で、見沼代用水の偉大な歴史や高度な土木技術、現在の地域社会・農業における役割、そして持続可能な未来への継承と進化をわかりやすく伝える記念誌（冊子）を制作・発行し、地域住民の郷土愛醸成と次世代への継承を図ることを目的とする。

4 業務の内容

(1) 記念誌の企画・編集・制作業務

① 誌面の構成およびコンテンツ制作

見沼代用水に馴染みが無い人、見沼代用水周辺に土地勘のない人でも親しみやすく読めるよう、以下の要素を盛り込み、単なる歴史資料に留まらない構成・編集を行うこと。

○理事長挨拶 / 関係機関（自治体・団体）からの祝辞

○見沼代用水の概要解説（位置、規模、機能、役割）

○【過去】見沼代用水の歩みと技術…開削の背景、井澤弥惣兵衛の功績、当時の高度な土木技術・測量技術、流域の文化・信仰

○【現在】見沼代用水のある暮らし…水源である利根川・利根大堰との関係、インフラ機能、農家（組合員）インタビュー、土地改良区の役割、親水空間・生態系としての現在の役割

○【未来】次世代への継承…世界かんがい施設遺産としての価値、持続可能な農業における課題と役割、これからの展望

② デザインおよびビジュアル制作

写真、イラスト、図解、マンガ等を効果的に配置し、視覚的に分かりやすく魅せるデザインレイアウトを制作すること。

③ デジタルコンテンツ連携

誌面内に QR コード等を配置し、見沼代用水の歴史動画や空撮映像等へ誘導するクロスメディア連携の仕組みを導入すること。

④ 取材・撮影業務

必要なインタビュー、現地の取材および写真撮影を実施すること。

※季節的な理由により事前撮影が困難な写真素材等については、発注者である改良区から提供する。

⑤ 原稿執筆および校正業務

取材内容や歴史資料に基づき原稿を執筆・編集し、発注者との打ち合わせを重ねて十分な校正を行うこと。

⑥ 印刷・製本・納品業務

下記の基本仕様に基づき印刷・製本を行い、指定場所へ納品すること。

※提案内容に基づき、表現効果を高めるための代替提案を認める場合がある。

規格	A4 サイズ(想定)
ページ数	32～40 ページ程度(表紙・裏表紙含む)
色数	全ページフルカラー
製本	中綴じ
発行部数	500 部

(2) 年度別業務内容および予算の上限(目安)

本業務は 2 箇年にわたる委託事業とし、各年度の業務範囲および予算の上限目安は以下のとおりとする。

○令和 8 年度業務(委託金額上限:100 万円以内)

企画・構成案の確定、取材・撮影(インタビュー・現地撮影等)、原稿執筆、初期デザインレイアウト作成等

○令和 9 年度業務(委託金額上限:200 万円以内)

編集・校正、デザインレイアウト完成、デジタルコンテンツ連動設定、印刷・製本、完成品の納品等

(3) 広報・連携活動の支援

記念誌の発行・配付に合わせた広報用の PR 用データ(Web 掲載用 PDF データ、SNS 周知用画像等)の制作・提供。

(4) その他共通事項

本業務の実施にあたっては、発注者と密に連絡を取り、協議の上で進めること。

著作権や肖像権の侵害がないよう万全を期すこと。

5 成果物に関する権利の帰属等

(1) 著作権等の帰属

本業務において制作・作成されたすべての成果物(記念誌本文、デザイン、レイアウト、写真、イラスト、マップ、編集データ(Illustrator・InDesign 等)、デジタルコンテンツ等を含む。以下同じ。)に関する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)及びその他一切の権利は、成果物の納品及び検査の完了をもって、すべて発注者に帰属・譲渡されるものとする。なお、譲渡対価は

本委託料に含まれるものとする。

(2) 著作者人格権の不行使

受注者は、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。また、受注者が第三者に外部委託等を行った場合においても、当該第三者をして著作者人格権を行使させない措置を講じるものとする。

(3) 二次利用等の範囲

発注者は、納品された成果物及び各種データ（写真・イラスト・デザイン素材等を含む）について、本記念誌の印刷・配付のみならず、広報誌、公式 Web サイト、SNS、ポスター、その他広報活動や後年の事業等において、無償で自由に使用（一部改変、複製、翻案、二次的著作物の作成等を含む）できるものとする。

(4) 第三者の権利侵害の防止及び責任

①受注者は、成果物に第三者が著作権、肖像権、商標権等の権利を有する素材（写真、イラスト、文章等）を使用する場合は、受注者の責任と費用負担において、事前に必要な権利処理（使用許諾の取得等）を完了させなければならない。

②成果物に第三者の権利侵害等の紛争が生じた場合は、すべて受注者の責任と費用負担においてこれを解決するものとし、発注者に一切の損害・負担を及ぼしてはならない。

6 参考

成果物納品場所：事務局指定場所（埼玉県内）

納品期限：令和 9 年（2027 年）10 月 1 日